

裁 決 書

審査請求人

[REDACTED]

同代理人

[REDACTED]

処分庁

[REDACTED]

審査請求人が平成30年5月8日に提起した処分庁による生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に基づく保護申請却下決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

処分庁が、平成30年2月13日付で行った法に基づく保護申請却下決定処分を取り消す。

事案の概要

- 1 平成24年1月31日付で、処分庁は、審査請求人（以下「請求人」という。）に対し、法による保護を開始した。
- 2 請求人は、平成29年11月29日に処分庁に対し、転居の相談を行い、処分庁は敷金等の扶助が可能である旨の説明を行った。
- 3 請求人は、平成29年12月25日に処分庁に対し、引越業者3社の見積書を提出した。処分庁は、内容の不備から、再提出を指示した。
- 4 請求人は、平成30年1月15日に処分庁に対し、引越業者3社の見積書を再提出した。

処分庁は、3社の内一番安価な業者に引っ越しを依頼するよう、請求人に指示した。

5 請求人は、平成30年1月24日に引っ越しを行った。

6 平成30年1月25日付けで、引越業者は処分庁に対し、請求人の引越費用について請求を行った。

7 平成30年2月13日付けで、処分庁は、引越費用にかかる見積書が正当なものであるとの判断ができず、移送費の必要最小限度の額の妥当性が判断できないとして、転居に係る移送費についての保護申請を却下する決定（以下「本件却下決定」という。）を行い、通知した。

8 平成30年5月8日、請求人は、大阪府知事に対し、本件却下決定の取消しを求める審査請求をした。

審理関係人の主張の要旨

1 請求人の主張

（1）請求人が審査庁に提出した審査請求書には、次の趣旨の記載がある。

処分庁からA市に引越をするに際し、提出した費用の見積書が認められたので、移送をお願いしたもので、対外恐怖症をもち、引越作業など何一つできない私にかわって梱包、積み込み、清掃等全て代行してもらった上、都合5回トラックで搬送していただいたので、引越が終わった後で払えないと言われても困る訳である。

（2）請求人から提出のあった証拠書類には、次の記載がある。

ア 平成30年1月25日付けのB社の請求書には、請求金額90,000円の記載があり、内容として、「請求人の引越移送にかかる費用。」との記載がある。

イ B社作成の給付完了報告書には、給付の内容として、「請求人にかかる引越移送費」との記載がある。

ウ 平成30年2月13日付けで処分庁が請求人に対し通知した本件却下決定通知書には、「平成30年1月15日付けで申請された法による保護については、次の理由で保護できませんので却下します。」との記載があり、理由として、「請求人が行った移送費の申請について、提出された見積書が正当なものであるとの確認ができず、また、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第7-2-(7)ア(サ)に規定された移送費の

必要最小限度の額の妥当性が判断できないため、申請を却下します。」との記載がある。

2 処分庁の主張

(1) 審理員が平成30年6月27日に受理した処分庁の弁明書には、次の趣旨の記載がある。

ア 本件却下決定に至る経過

(ア) 平成24年1月31日 生活保護開始。

(イ) 平成29年11月29日 請求人より通院先の病院があるA市内への転居相談を受ける。転居費用の扶助申請書受理。処分庁として扶助の可否を検討し、回答する旨を説明。

(ウ) 同日後刻 請求人に架電し、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」(昭和38年4月1日付け社保第34号厚生省社会局保護課長通知)問第7の30答2に基づき敷金等の扶助が可能と回答し、A市の住宅扶助費の基準額を伝え、転居希望の物件があれば重要事項説明書を提出するよう指示する。

(エ) 平成29年12月25日 請求人より転居先の仮契約書、引越し業者3社の見積書の提出あり。転居先の家賃が、A市の住宅扶助費の基準額を超えていたため、基準額内の物件でなければ転居を承認できないことを伝える。また、引越し業者3社の見積書において、梱包費・解放費・家電設置費が含まれているため、移送費のみの見積書の再提出を指示する。

(オ) 平成30年1月15日 請求人より平成29年11月29日に提出があった扶助申請書について取下げる旨の申告書、並びに扶助申請書を受理する。請求人より仮契約書の再提出あり。同年12月25日に転居相談のあった同物件について、A市の住宅扶助費の基準額内であることを確認する。引越し業者3社の見積書の提出があり、3社のうち引越し業者B社が一番安価で妥当と判断し、引越しの依頼連絡を行うよう請求人に指示する。

(カ) 同日 敷金等扶助の支給決定を行う。

(キ) 平成30年1月24日 請求人より、敷金等の領収書受領。本日、A市へ転出するとの報告を受け、住基異動とA市福祉事務所への保護申請を指示する。

(ク) 平成30年2月5日 請求人より平成29年12月25日及び平成30年1月15日に提出のあったB社の見積書を確認したところ、書き換えされた形跡を認めた。

平成29年12月25日に提出された見積書にC社のサービス名の記載があったため、C社の総合受付センターに電話連絡にて照会し、「見積書は平成29年12月13日に作成し、見積金額は64,800円。ただし、見積書備考欄に『空きトラックがあれば4

3, 200円』と記載。平成29年12月16日にキャンセルの連絡があり、引越作業着手せず。C社は外注・下請は行っていない。見積書の様式、営業担当の氏名、受付番号、顧客名から、当社作成の見積りであると思われる。」との回答を聴取する。

- (ケ) 同日 B社の代表者へ架電。「貨物運送の営業許可はなく、『なんでもや』として行っている。郵送済の引越代金の請求については知人と相談する。」と聴取する。以降、B社より連絡なし。
- (コ) 平成30年2月13日 ケース診断会議実施。請求人の移送費申請について、提出された見積書が正当なものであると確認ができず、局長通知の第7-2-(7)-ア- (サ)に規定された移送費の必要最小限度の額の妥当性が判断できないため、申請を却下する。
- (サ) 同日 請求人に架電し、上記内容を説明し、保護却下決定通知書を送付する。また、B社宛に、郵送された請求書を返送する。

イ 本件却下決定の正当性について

移送費に関しては、局長通知の第7-2-(7)-ア- (サ)において、被保護者が転居する場合で真にやむを得ないときについて、「荷造費及び運搬費を要するときは、実施機関が事前に承認した必要最小限度の額を認定してさしつかえない」とされている。

本件において処分庁は、C社が請求人の見積書を作成し、その見積額が64,800円(空トラックがあれば43,200円)であったこと、C社は外注や下請を行っておらず、見積書に他社の記名やゴム印を押すことはないことについて、C社の総合受付センターに架電して確認している。

そして、平成29年12月25日に請求人より提出されたB社の見積書には、C社のサービス名の表示があり、C社が使用している見積書の様式であると考えることが自然であるにもかかわらず、他社のゴム印が押されており、また、同じ様式で平成30年1月15日に提出された見積書からはC社のサービス名の表示が消えているなど、これらの見積書については、処分庁として疑念を抱かざるを得ない点が見受けられた。

さらに、処分庁においてインターネット検索を行った結果、B社は二輪販売店であることが判明しており、また、B社の代表者に電話し、B社が貨物運送の営業許可を受けていないことを聴取している。

これらの事実を踏まえ、処分庁は、請求人の移送費申請について、請求人より提出された見積書が正当なものであると確認ができず、局長通知の第7-2-(7)-ア- (サ)に規定された移送費の必要最小限度の額の妥当性が判断できないため、申請を却下したものである。

よって、本件却下決定には違法又は不当な点はないことから、本件審査請求は棄却されるべきである。

(2) 処分庁から提出のあった証拠書類には、以下の記載がある。

ア 平成29年11月29日付けのケース記録には、「請求人世帯については、保護開始時より住宅費50,000円の高額家賃であり、これまで病状を理由に積極的な転居指導を行っていなかったが、病状安定に伴い今年度から転居指導対象としている。局長通知7-4-(1)一カ問第7の30答2に基づく転居費用の扶助が可能である旨、請求人へ架電し説明行う。A市の上限額伝え、転居希望の物件があれば重要事項証明書を提出するよう指示する。」との記載がある。

イ 平成29年12月25日付けのケース記録には、「請求人、代理人とともに来所。転居先の契約書（仮）、引越し業者の3社見積もりの提出あり。（中略）引越し業者の3社見積もりについても、梱包・解放費や家電設置費が含まれていたため、移送費のみの3社見積もりを再提出するよう指示する。」との記載がある。

ウ 平成29年12月25日に請求人が処分庁に提出した引越し業者3社の見積書には、B社 120,000円、D社 194,880円、E社 155,684円の記載がある。

エ 平成30年1月15日付けのケース記録には、「引越見積書3社分の提出あり、受理する。引越し業者B社が一番安価で妥当と判断、決定する。請求人へ引越し業者あて依頼連絡するよう指示する。」との記載がある。

オ 平成30年1月15日付けの住宅扶助申請書には、「敷金を必要としますので、法による住宅扶助を申請します。」との記載がある。

カ 平成30年1月15日に請求人が処分庁に提出した引越し業者3社の見積書には、B社 90,000円、D社 110,000円、E社 97,200円の記載がある。

キ 平成30年1月25日付けのB社からの請求書には、「金額 ₩90,000円也、内容 請求人の引越移送にかかる費用。」との記載がある。

ク 平成30年2月5日付けのケース記録票には、「請求人の引越し移送費について、3社見積もりの内、最安値₩90,000のB社へ依頼するよう指示していた。しかし、提出のあったB社の見積書（1度めH29.12.25/2度めH30.1.15）を確認したところ、書き換えされたような形跡あり。1度め提出の見積書にC社のサービス名の記載があったため、C社総合受付センターへ適正化より電話照会し、以下を聴取する。

- ・平成29年12月13日に請求人の見積もりを作成したこと（営業担当：F氏）。
- ・見積金額は₩64,800。ただし、見積書備考欄に「空きトラックがあれば₩43,200」と記載があること。
- ・平成29年12月16日にキャンセルの連絡があり、引越作業着手していないこと。
- ・C社は外注・下請は行っておらず、見積書に他社の記名やゴム印を押すことはないこと。

・電話での問い合わせではあるが、見積書の様式と営業担当「F氏」の記名と受付番号、顧客名から、当社作成の見積もりであると思われること。

B社代表者へ適正化より架電し、以下を聽取する。

・貨物運送の営業許可はなく、「なんでもや」としてやっていること。

・郵送済みの請求書の請求については、「知人」と相談すること。

その後、B社より連絡なし。」との記載がある。

ケ 平成30年2月13日付けのケース記録票には、「ケース診断会議実施。請求人の移送費申請について、提出された見積書が正当なものであるとの確認ができず、また、局長通知第7-2-(7)一アー(サ)に規定された移送費の最低限度の額の妥当性が判断できないため、申請を却下する。請求人へ架電し、以上について説明し、本件却下処分通知送付する。また、郵送された請求書については、B社宛て返送する。」との記載がある。

コ 平成30年2月13日開催のケース診断会議記録票には、ケースの概要及び問題点として、「B社の見積もり書は、C社の見積もり書を書き換えた可能性があり、見積もり額も本来の金額より上乗せ請求されていた(C社￥64,800→B社￥90,000)。以上よりB社からの移送費請求について、妥当性に疑義があるため、申請却下についてご検討願います。」との記載がある。また、会議の要点・結論として、「請求人が行った移送費申請について、提出された見積もり書が正当なものであるとの確認がとれず、また局長通知第7-2-(7)一アー(サ)に規定された移送費の必要最小限度の額の妥当性が判断できないため、申請を却下する。」との記載がある。

3 口頭意見陳述の実施

平成30年9月12日に実施した口頭意見陳述の概要は、以下のとおりである。

(1) 見積書について

ア 処分庁が、B社の見積書の正当性について、「請求人より事前に提出のあった、平成29年12月25日及び平成30年1月15日の見積書のB社の内容を確認したところ、その12月25日に提出のあった見積書にC社のサービス名の記載があり、書き換えられた形跡を認めた。その結果、C社総合受付センターに電話連絡にて照会を行い、C社より、見積書は平成29年12月13日に作成。見積金額は6万4800円。但し、見積書備考欄に、空きトラックがあれば4万3200円と記載。また、平成29年12月16日にキャンセルの連絡があり、引越業務には実際は着手せず、C社は外注・下請けは行っておらず、見積書の様式、営業担当の名前、受付番号、顧客名から、C社作成の見積もりであると思われるとの回答を聽取した。結果、提出された見積書が書き換えられた可能性が非常に高く、かつ、本来、最低限度の額として、C社が見積もりした金額よりも上回った金額を、B社からの請求金額と認めたため、見積書が正当であるとの確認ができない点と、移送費の必要最小限度の額の妥当性の判断ができないとの理由で、申請を却下した。」と発言した

ところ、請求人代理人は、「妥当であるかどうかというのを審査した上で結果であって、業務が行われたあと、おかしいから取り消しというのは納得がいかない。また、見積書について、当初3社分を提出したところ、この書き方では内容がわからない。書き直せ。という指示を受けたが、業者自体が書き直しはできないと言われたので、どうしたものかと思い、(中略) C社の書式をコピーして、それをB社のものという形で書き直した。それを提出したから、改ざんと言われるが、無理矢理やったわけではなく、そういうことをしないといけないような指示を出している処分庁にも問題があるのではないかと思う。」と発言した。これに対し、処分庁は、「条件が一緒の見積書で判断をすることになるが、もともとB社が提出した分と他社の2社の内容が違った。基本的には、梱包や開梱、家電の設置は本人が行うと考えている。ただ、本人ができない場合は、検討はする。ただ、3社見積の中でその条件が違ったということで、3社を一緒の条件にするよう依頼した。見積書の様式は、業者によって違うので、業者自身の作成する見積書を尊重するしかない。」と回答した。

(2) 引越料金について

ア 請求人代理人は、引越料金について、「空きトラックがあれば4万円ということだが、トラックで物を運ぶだけの金額である。荷物を作る、下ろす、引越し先で物を運ぶ、開梱する、電化製品を設置する、全て別料金ということなので、事実上4万円ではできない。」と発言した。

イ 審理員から、処分庁に対し、「見積もりの条件が同じであるということは確認しているのか。」と質問したところ、処分庁は、「している。もともとの様式がC社の様式と思われるところで、開梱や梱包など、そのような内容の記載はC社の見積書には記載されていなかったので、純粋な運搬分の見積もりということで妥当性はあると判断している。」と回答した。また、請求人代理人は、請求人について、「精神障がいがあり、対人恐怖症である。人と会うのが怖い、人と喋れない、という状況で手帳の交付を受けている。なおかつ、体重が130キロを超えており、地面に落ちている物を拾うことすらできない体型である。おまけに、ヘルニアで腰の手術をしており、10分間立っていられない人間である。」と述べたうえで、「この方に、部屋のもの全てを(中略)6階の部屋から玄関まで一人で下ろしなおかつ、引越屋のトラックに積み込む作業というのは物理的に不可能だと思う。」と発言した。

ウ 処分庁は、引越料金の妥当性について、「同じ条件で3社を見比べて判断することになる。例えば、荷物の量や距離、時期によって金額も違う。ただ、処分庁としては、実施要領に基づいて一番安価なところを3社見積もりで判断している。10社20社とか探していくたらもっと安いところがあつたりするときもあるが、そこまで求めることは難しいと考えているので、平均的に3社見積りでお願いしている。」と発言した。

エ 審理員から、処分庁に対し、「訂正した3社見積もりを再提出したところ、この業者で良

いと言ったと主張しているが、それは間違いないか。」と質問したところ、処分庁は、「間違いない。一般的な移送費の支出手続きは、本人から3社以上の見積もりを受け、その中で最も妥当性かつ、安価な1社に依頼するようこちらから指示を出すという流れで、その後に、業者からの請求書の提出を受け、支出決裁を行う。見積書提出のあった時点では、こちらも書き換えの部分については見落としてしまい、B社への依頼指示を行ったのは事実である。その時点で気づいて的確な指示ができれば、最も良い結果になったとは思う。」と回答した。

理由

1 本件に係る法令等の規定について

- (1) 法第8条は、「基準及び程度の原則」について規定しており、第1項において、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」と定めている。
- (2) 局長通知の第7の2の(7)のアの(サ)は、「被保護者が転居する場合又は住居を失った被保護者が家財道具を他に保管する場合及びその家財道具を引き取る場合で、真にやむを得ないとき。この場合、荷造費及び運搬費を要するときは、実施機関が事前に承認した必要最小限度の額を認定して差し支えない。」と定めている。

2 本却下件決定について

(1) 見積書について

処分庁は、移送を依頼した業者の見積・請求額より安価な見積額を請求人に提示した旨を別の引越業者から電話で確認し、様式も当該引越業者のものであることが疑われることから、移送を依頼した業者から提出された見積書が正当なものであるとの確認がとれず、移送費の必要最小限度の額の妥当性が判断できいため、本却下件決定を行った旨主張する。

しかし、仮に、他の業者の見積書の様式を転用して作成されたものであつたとしても、移送を依頼した業者の代表者印が押印され、当該業者が行う引越作業に係る見積額として作成・提出されたものである以上、見積書としての要件を満たしていると言わざるを得ない。

(2) 転居に係る移送費の認定について

処分庁は、移送費の必要最小限度の額の認定にあたっては、通常、同一条件で作成された3社の見積書を比較し、最も安価な業者の金額を認定することとしており、その場合、被保護者から提出された3社以外に安価な業者が存在する可能性については否定していない。

い。

本件についてみると、請求人が提出した3社の見積書のうち、最も安価であった業者に移送を依頼するよう処分庁が請求人に指示し、実際に当該業者が引越作業を行ったことについては争いがない。

にもかかわらず、請求人が提出した3社以外に安価な引越業者が存在し、当該引越業者が作成した見積書を書き換えたものであることが疑われることをもって移送を依頼した業者の見積書が不当であることを理由とした処分庁の判断は、妥当であるとはいえない。

(3) まとめ

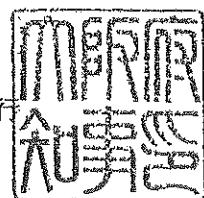
以上のとおり、本件却下決定に至る過程及び判断には違法又は不当な点があると認められ、取消しを免れない。

3 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があることから、行政不服審査法第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成31年3月26日

審査庁 大阪府知事職務代理者
大阪府副知事 竹内 廣行



教 示

- 1 この裁決に不服がある場合には、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して1箇月以内に、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができます。
- 2 この裁決については、上記1の再審査請求のほか、この裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)、処分の取消しの訴え提起することができます。

また、この裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大阪府を被告として(訴訟において大阪府を代表する者は大阪府知事となります。)、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めるることはできません。

- 3 ただし、上記1又は2の期間が経過する前に、この裁決があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、再審査請求をすること又は処分の取消しの訴え若しくは裁決の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記1又は2の期間

やこの決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても再審査請求をすること又は処分の取消しの訴え若しくは裁決の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

